

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

- 一 都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設は、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等とすること。  
(第六条関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 都市公園法施行令の一部改正

- 一 都市公園の占用物件として、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等を追加すること。  
(第十二条関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならぬ法令上の制限として、退避経路協定、退避施設協定及び管理協定に係る承継効に関する規定を追加するものとする。

(第三条関係)

#### 第四 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとする。

#### 第五 附則

- 一 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の改正を行うものとする。